第七条第一項中「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない」を「法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される」に、「とする。」を「以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において収受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。」に改め、同項第一号タ中「除く」の下に「。第三項第一号において「現金等受払取引」という」を加え、同号レ中「の払戻し」の下に「（以下レ及び第三項第二号において「預金等払戻し」という。）」を加え、「当該払戻し」を「当該預金等払戻し」に改め、同条に次の一項を加える。

3　特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一　現金等受払取引

二　預金等払戻し

三　本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取り

四　貴金属等の売買契約の締結

第九条中「にあっては」を「（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあっては」に、「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない」を「法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される」に、「とする。」を「及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の第三号特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約（以下この項において単に「契約」という。）を同時に又は連続して締結する場合において、当該二以上の契約が一回当たりの契約に係る財産の価額を減少させるために一の契約を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の契約を一の契約とみなして、前項の規定を適用する。

第十二条に次の一項を加える。

3　法第四条第二項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる顧客等との間で行う同条第一項に規定する特定取引とする。

一　外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

二　前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）

三　法人であって、前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

第十三条第二項中「及び当該」を「、当該」に改め、「行うもの」の下に「、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるもの」を加える。

第十七条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十八条中「第十八条第五項」を「第十九条第五項」に改める。

第十九条中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第二十条第一項中「第二十一条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十一条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」を「第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条」に、「第二十一条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同条第二項中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改める。

第二十二条第一項、第五項及び第六項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一項中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「第十四条、第十六条及び第十七条」を「第十五条、第十七条及び第十八条」に改め、同条第二項中「第十四条」を「第十五条」に、「第二十二条第六項」を「第二十三条第六項」に改める。

第二十九条第一項中「第十六条及び第十七条」を「第十七条及び第十八条」に改め、同条第三項中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に、「第十六条及び第十七条」を「第十七条及び第十八条」に改め、同条第七項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十条第四項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」を「第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条」に改め、同条第二項中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改める。

第三十二条中「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改める。

第三十三条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第四項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第三十四条第一項中「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」を「第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条」に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「第十四条、第十五条第一項及び第十六条」を「第十五条、第十六条第一項及び第十七条」に改める。

第三十七条の見出しを「（外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認等に関する行政庁の権限委任等）」に改め、同条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「第九条及び第十条に」に、「第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条及び第十六条第一項」に改め、同条第三項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第六項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第三十条」を「第三十一条」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第四項又は第五項」に、「第十二条第一項又は第十三条第一項」を「第十三条第一項又は第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。